

藤井寺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

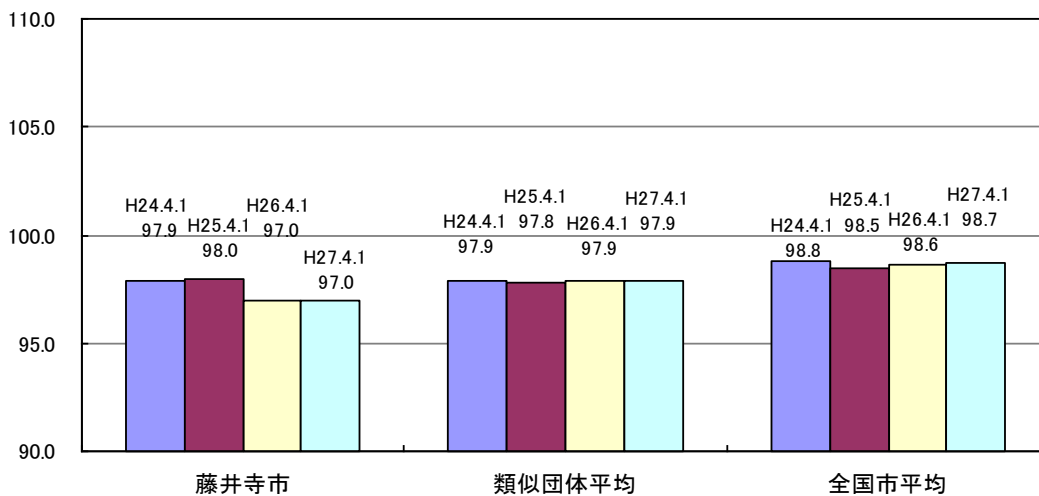
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
26	66,542	22,461,580	15,331	4,333,198	19.3	18.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	449	1,673,226	406,693	631,120	2,711,039	6,038	5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年及び平成26年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）国の見直し内容と同様に、給料表の水準を平均で2%引下げる。
引下げ対象となる給料表は、行政職給料表、医療職給料表（2）、医療職給料表（3）及び技能労務職給料表。
ただし、激減緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を行う。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、藤井寺市においても6%を支給。（率に変更はなく、見直しなし）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤井寺市	40.1 歳	296,704 円	375,507 円	351,255 円
大阪府	42.6 歳	326,930 円	438,804 円	383,749 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
藤井寺市	49.8 歳	62 人	329,686 円	373,812 円	363,500 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	51.9 歳	15 人	325,921 円	366,175 円	360,832 円	廃棄物処理業	44.9 歳	289,500 円	1.26
うち用・校務員	49.2 歳	14 人	329,469 円	367,186 円	358,889 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.83
うち 調理師	51.7 歳	13 人	337,865 円	385,333 円	366,330 円	調理士	43.1 歳	249,200 円	1.55
大阪府	51.3 歳	628 人	317,465 円	398,181 円	370,398 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	32 人	317,404 円	355,113 円	338,663 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
藤井寺市	—	—	—
うち 清掃職員	5,767,868 円	3,952,300 円	1.46
うち用・校務員	5,959,724 円	2,774,400 円	2.15
うち 調理師	6,223,012 円	3,325,400 円	1.87

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成24年度～25年度の3ヵ年平均)。
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤井寺市	38.7 歳	308,926 円	359,227 円
大阪府	39.9 歳	342,195 円	413,881 円
類似団体	39.9 歳	301,604 円	335,703 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		藤井寺市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	140,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	151,067 円	— 円
	中学卒	135,600 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	172,200 円	201,900 円	— 円
	高校卒	140,100 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,362 円	355,386 円	385,993 円	399,275 円
	高校卒	— 円	— 円	356,929 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	304,667 円	332,310 円	343,068 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

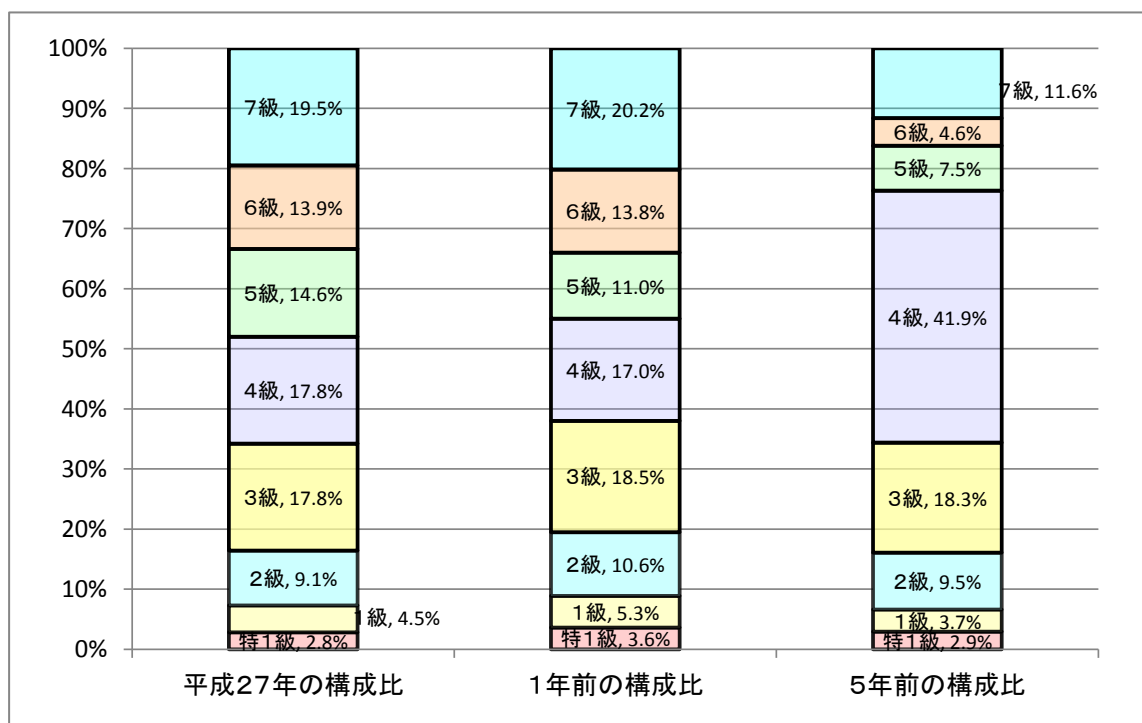
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
特1級	部長、理事又はこれらに相当する職務	8人	2.8%	413,000円	478,200円
1級	次長、副理事又はこれらに相当する職務	13人	4.5%	366,200円	456,200円
2級	課長、参事又はこれらに相当する職務	26人	9.1%	320,600円	422,600円
3級	課長代理、主幹又はこれらに相当する職務	51人	17.8%	289,200円	408,400円
4級	チーフ、主査又はこれらに相当する職務	51人	17.8%	261,900円	395,800円
5級	副主査又はこれに相当する職務	42人	14.6%	222,900円	359,500円
6級	主事若しくは技師又はこれらに相当する職務	40人	13.9%	185,800円	307,800円
7級	主事補若しくは技師補又はこれらに相当する職務	56人	19.5%	135,600円	243,700円

(注) 1 藤井寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給は毎年1月1日に、1年間の勤務成績に応じて次のとおり行っている。

人事考課に基づく勤務成績の昇給への反映は行っていない。

- ・期間の全部を良好な成績で勤務した職員 4号給(2号給)
- ・6分の1以上を勤務しなかった職員等 2号給(1号給)
- ・2分の1以上を勤務しなかった職員等 昇給しない

※ ()内は55歳の年度末を越えて在職する職員の場合である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤井寺市	大阪府	国
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,307 千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,679 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

藤井寺市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59000 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59000 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%)		
1人当たり平均支給額	2,262 千円	24,307 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)	108,722 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	226,033 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
藤井寺市	6 %	481 人	6 %

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)	2,133 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	38,089 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)	11.4 %			
手当の種類(手当数)	9種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事手当	税務課 保険年金課職員	滞納徴収業務	414千円	1件あたり 5円 滞納した金額につき滞納繰越 初年度 1000分の10 2・3年度 1000分の15 4年度以降分 1000分の20 (月額50,000円を限度) 差押調書 1件につき 100円 物件引上 1件につき 100円
防疫作業従事手当	環境政策課職員	感染症	9千円	1回につき 500円
行路病人、行路死亡人等の 収容護送作業従事手当	生活支援課職員	行路病人、行路死亡人等 を護送又は介護をしたとき	0千円	病人 1件につき 1,000円 死亡人 1件につき 1,500円 死亡人(深夜)1件につき 2,000円
社会福祉業務従事手当	福祉総務課 生活支援課職員	生活保護法、児童福祉法 身体障害者福祉法、知的 障害者福祉法、老人福祉 法及び母子及び寡婦福祉 法に基づく訪問調査等の 現業業務	293千円	日額 200円
ねずみ族、昆虫駆除作業 従事手当	環境政策課職員	感染症予防のためのねず み族昆虫等の駆除等のた めの薬剤散布作業	51千円	日額 200円
現場作業従事手当	下水道課職員	夜間に土木・建築工事現場 において、職員が現場労務 監督、作業又は作業指導監 督に従事	0千円	夜間のみ 1回につき 200円
防災作業従事手当	危機管理課 道路水路課職員	災害現場等において土のう 積み、調査、連絡その他の 危険を伴う業務	31千円	風水害、地震等のため出動したとき 土のう積み作業 1回につき 1,500円 土のう回収作業 1回につき 500円 災害調査 1回につき 500円 火災出動(昼間) 1回につき 200円 火災出動(夜間) 1回につき 1,000円
死獣処理従事手当	清掃課職員	死獣処理作業	364千円	1件につき 700円
納棺作業従事手当	市民課職員	遺体を棺に納める作業	360千円	1回につき 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	71,232 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	249 千円
支給実績(平成25年度決算)	57,793 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	209 千円

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族、1人につき 6,500円 (配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は11,000円) 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		43,955 千円	225,410 円
住居手当	借家、貸間居住職員 家賃に応じ27,000円まで	同じ		23,419 千円	308,145 円
通勤手当	交通機関利用職員(2キロ未満を除く) 全額支給 ※6ヶ月定期相当額を年2回支給 自動車などの交通用具利用職員 距離に応じて(2キロ未満を除く)2,000円～24,500円	異なる	交通機関利用限度額が国の制度を上回る	27,793 千円	79,865 円
管理職手当	部長 73,000円 理事 68,400円 次長 65,000円 副理事 62,900円 課長 60,700円 参事 52,000円 課長代理 45,200円 主幹 41,100円 チーフ 31,400円			94,900 千円	548,555 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	市長	940,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円
	副市長	820,000 円	885,000 円 / 375,000 円
報酬	議長	580,000(610,000) 円	737,000 円 / 310,000 円
	副議長	540,000(570,000) 円	653,000 円 / 245,000 円
	議員	520,000(550,000) 円	591,000 円 / 222,000 円
期末手当	市長	(平成26年度支給割合) 3.90	
	副市長	(平成26年度支給割合) 3.90	
退職手当	市長	退職手当廃止	
	副市長	平成19年7月退職手当廃止	
	備考		

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

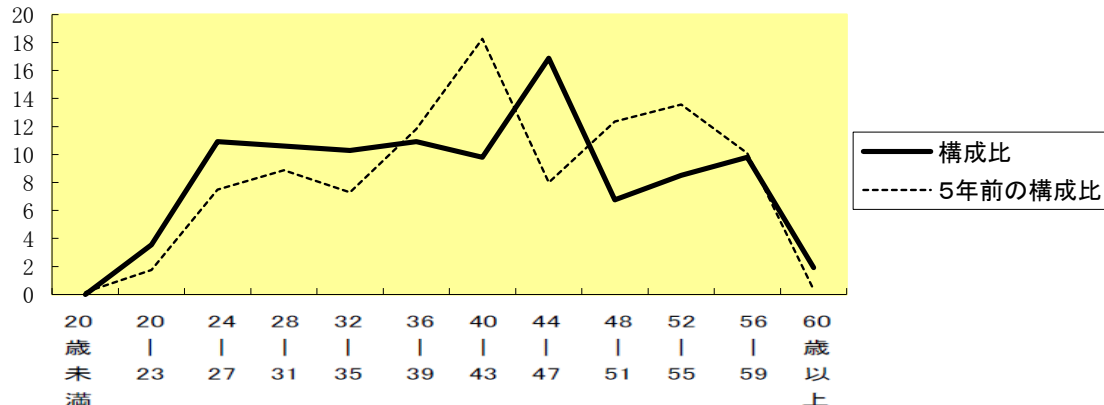
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	5	4	▲ 1	企画開発業務の増加によるもの 福祉事業業務の増加によるもの ごみ収集業務の統廃合縮小によるもの
	総務	94	99	5	
	税務	24	23	▲ 1	
	民生	158	167	9	
	衛生	40	36	▲ 4	
一般行政部門	農林水産	4	4	0	
	商工	6	6	0	
	土木(建設)	37	37	0	
	計	368	376	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)
	教育部門	82	79	▲ 3	
	消防部門	-	-	-	
	小 計	450	455	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.38 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)
公営企業会計等部門	病院	105	110	5	病院事業業務の増加によるもの
	水道	19	20	1	
	下水道	14	13	▲ 1	
	その他	24	24	0	
	小 計	162	167	5	
合 計		612	622	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.47 人
		[715]	[715]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	—	22	68	66	64	68	61	105	42	53	61	12	622

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		344	344	343	360	368	376	32 (9.3 %)
教育		76	76	77	76	82	79	3 (3.9 %)
消防		-	-	-	-	-	-	-
普通会計計		420	420	420	436	450	455	35 (8.3 %)
公営企業会計計		156	150	156	160	162	167	11 (7.1 %)
総合計		576	570	576	596	612	622	46 (8.0 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況 ※再任用を含む ※発生主義ベース(決算統計21表の左側)

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
26	1,264,302	85,226	149,329	11.8	15.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る給与費41,993千円を含まない。

※現金主義ベース(決算統計21表の右側)・・・以下、25表に基づく

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	23	86,578	19,687	33,640	139,905	6,083	6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在) ※再任用を除く

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤井寺市水道局	47.1 歳	391,180 円	573,699 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	507,948 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 ※再任用を除く

藤井寺市水道局		藤井寺市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,148 千円		1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,307 千円	
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

藤井寺市水道局			藤井寺市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59000 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59000 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	2,262 千円	24,307 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 ※再任用を含む

(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		5,804 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		252,341 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
藤井寺市	6 %	23 人	6 %

エ 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(H24年度決算)	左記職員に対する支給単価
作業従事手当	浄配水場職員	夜間において、職員が浄配水場の作業に従事したとき	0 千円	1回につき 200円
	施設課職員	夜間において、職員が給配水管の破損修理及び布設工事の現場作業又は現場指導監督に従事したとき	0 千円	1回につき 200円
防災作業従事手当	施設課職員	災害現場等において職員が土のう積み、応急作業、調査、連絡その他の危険を伴う業務に従事したとき	0 千円	土のう積み作業 1回につき 1,500円 土のう回収作業 1回につき 500円 災害調査 1回につき 500円 応急作業(異常低温) 1回につき(夜間)1,500円 1回につき(昼間) 500円

オ 時間外勤務手当 ※再任用を含む

支給実績(平成26年度決算)	710 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	31 千円
支給実績(平成25年度決算)	834 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	38 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在） ※再任用を含む

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族、1人につき 6,500円 (配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は11,000円) 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		4,344 千円	310,286 円
住居手当	借家、貸間居住職員 家賃に応じて27,000円まで	同じ		840 千円	280,000 円
通勤手当	交通機関利用職員(2キロ未満を除く) 全額支給 ※6ヶ月定期相当額を年2回支給 自動車などの交通用具利用職員 距離に応じて(2キロ未満を除く) 2,000円～24,500円	同じ		2,122 千円	106,122 円
管理職手当	部長 73,000円 理事 68,400円 次長 65,000円 副理事 62,900円 課長 60,700円 参事 52,000円 課長代理 45,200円 主幹 41,100円 チーフ 31,400円	同じ		5,811 千円	581,143 円

8 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針について

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業者の従業者に比べて高額になっているのではないかと批判があるところであり、総合的な点検を実施するとともに、民間事業者との均衡にも十分留意しながら、給与の適正化を図っていくことが課題となっています。

1. 現状

本市の技能労務職員の給与等の状況については、「2職員の平均給与月額、初任給等の状況(1)②技能労務職」のとおりとなっています。

その他給与に関する事項について、給料表は一般職給料表に準じた技能労務職給料表を適用しています。特殊勤務手当は「4職員の給与の状況(4)特殊勤務手当」に掲載されています。防疫作業従事手当、ねずみ族・昆虫駆除作業従事手当、現場作業従事手当、防災作業従事手当、死獣処理従事手当、納棺作業従事手当の一部を摘要しています。なお、清掃作業従事手当については、平成22年12月1日に廃止しました。昇給については、一般職の職員に準じて毎年1月1日に勤務成績に応じて4号給(55歳以上の職員においては2号給)昇給しています。

2. これまでの取組内容

これまで、技能労務職員の退職者不補充、また、特殊勤務手当額の廃止も含めた内容の見直しを図り適正化に努めてきたところです。

3. 今後の取組内容

今後についても、技能労務職員は退職者不補充とし、事業の民間委託の推進、事業の見直し等を行い、技能労務職員数の削減に努めるとともに、給与の適正化を図っていきます。